暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書

- 1. 当社(グローバルパートナーズ株式会社)及び私(当社の役員、経営幹部および経営に実質的に関与している者を含む。 以下同じ。)は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約します。
- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
- (6) 暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
- (7) その他前各号に準ずる者
- 2. 当社及び私は、現在または将来にわたって、反社会勢力等(反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者をいう。)と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約いたします。
- (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- (3) 自己、自社等もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供するなどの関係
- (5) 反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- 3. 当社及び私は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明・確約いたします。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 4. 当社及び私は、下請または再委託先業者(下請または再委託先業者が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。)との関係において、次の各号のとおりであることを表明・確約いたします。
- (1) 下請または再委託先業者が、第1項及び第2項に該当せず、将来においても前各項に該当しないこと
- (2) 下請または再委託先業者が、前号に該当することが判明した場合は、直ちに契約を解除し、または契約解除のための措置をとること
- 5. 当社及び私は、下請または再委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、または下請または再委託先業者をして、これを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に協力することを表明・確約いたします。
- 6. 当社及び私は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合およびこの確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで全ての取引が停止され、または解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切当社および私の責任とすることを表明・確約いたします。

以上